

備品の取得について

伊丹市立中央公民館機能移転及び伊丹市立労働福祉会館大規模改修事業に係る物品として、別記のとおり備品を取得する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

記

1 備品の表示

6品目 1, 537点

品目及び数量の内訳 別紙のとおり

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第1号の規定による指名競争入札

3 契約金額

金25,960,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,360,000円）

4 契約の相手方

住 所 伊丹市清水2丁目3番22号

名 称 有限会社九十屋

代表者 代表取締役 前田 祥宏

別紙

番号	品目	数量		
		労働福祉会館	公民館	合計数量
1	事務用品 (いす類)	7 8 2	2 4 5	1 , 0 2 7
2	事務用品 (机等)	2 4 4	1 0 9	3 5 3
3	事務用品 (デスクマット等)	4 4	1 8	6 2
4	収納用品	6	4 3	4 9
5	展示用品 (展示パネル等)	3 5	5	4 0
6	事務機器等	3	3	6
	合計数量	1 , 1 1 4	4 2 3	1 , 5 3 7